

旭川市障がい者福祉施設等整備方針（令和6年度から令和8年度まで）の考え方

1 本市の現状

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針（以下「基本指針」という。）では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が目標として掲げられている。

地域移行に当たっては、障害者等が暮らすためのグループホーム（共同生活援助）と、日中活動の場（生活介護）の整備が必要と考える。

2 整備方針の考え方

考え方の前提として、主に訪問による支援を行うサービスについては、支援に当たっての整備の優先度は高くないと想定されることから、優先的な整備対象としない。その上で、基本指針に沿ったものかつ旭川市の地域性を踏まえて必要と判断されるもの又は国庫補助協議において示された優先順位を付す際の指標を踏まえた旭川市の防災対策に沿ったものその他必要と判断されるものを優先的な整備対象とする。

旭川市の地域性については、第7期旭川市障がい福祉計画及び第3期旭川市障がい児福祉計画の策定に当たって障害福祉サービス事業所等に対して行ったアンケート調査の結果（別紙2表1）又は災害対策の面を踏まえて選定する。別紙2表1については、回答件数の多い上位4種の障害福祉サービス等のうち、今後のニーズを踏まえて選定することとする。

以上を踏まえ、次のとおり整理する。

(1) 生活介護【市の地域性】

別紙2表2より、現計画の利用見込者数に対し、利用者数が達していないことがわかる。

また、別紙グラフ1において、日中活動の場である生活介護について、令和元年度に一度利用量を減らしているものの、以降は増加傾向であることから、今後も利用量が増えていくものと思われる。

別紙2グラフ2において、事業所数が増加傾向にある。利用量の増加率^{※1}と事業所数の増加率^{※2}を比較した結果、事業所の増加率が高いが、利用量について通所系サービス故に、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたため、増加率の鈍化が考えられ、令和5年5月から当該感染症が5類に移行したことによる利用量の増大も考えられる。

以上を踏まえ、生活介護の整備を行っていく必要があると考える。

※1 別紙2グラフ1より令和元年度から令和4年度までの近似曲線（コロナ禍後の増加を見るため平成30年度は除く）の傾き（7.4）を切片（1218.5）で除した値（0.6%）

※2 別紙2グラフ2より平成30年度から令和4年度までの近似曲線の傾き（1.1）を切片（36.5）で除した値（3.0%）

(2) グループホーム（共同生活援助）【市の地域性】

別紙2表2より、現計画の利用見込者数を利用者数が超過しているが、国の動きとして地域移行・インクルージョンが推進されており、ニーズは増加していくものと考えられる。

別紙2グラフ1において、利用量は年々増加しており、今後も増えていくものと予想される。

別紙2グラフ2において、利用量の増加を背景に事業所数も増加傾向にあるが、利用量と事業所数の増加率を比較すると、利用量の増加率^{※3}が事業所数の増加率^{※4}を上回っており、ニーズに対し施設の整備が出遅れないよう行政で整備の支援を行っていく必要があると考える。

※3 別紙2グラフ1より平成30年度から令和4年度までの近似曲線の傾き（58.9）を切片（539.7）で除した値（10.9%）

※4 別紙2グラフ2より平成30年度から令和4年度までの近似曲線の傾き（2.6）を切片（37.6）で除した値（6.9%）

(3) 短期入所【市の地域性】

国の基本指針において、短期入所を含む緊急時の受け入れ対応体制の整備の必要性が示されている。短期入所については、他のサービスと異なり、緊急時の受け入れ先として、瞬間的に必要性が生じる特性を持つため、サービス利用量をもってニーズを図ることは難しく、別紙2表1により判断している。

(4) 入所施設等における災害時用の自家発電設備及び給水設備の設置【市の地域性】

本件事業の財源となる国庫補助事業「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」又は「次世代育成支援対策施設整備交付金」においては、優先的に整備を行う指標として、非常用自家発電設備の整備を行うものや給水設備の整備を行うものが示されている。加えて、国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うものも優先的整備の指標として示されているが、旭川市における国土強靱化地域計画「旭川市強靱化計画」において指定避難所等に非常用発電機の整備を推進することとされている。

また、平成30年北海道胆振東部地震の影響により北海道内全域で発生した前例のない大規模停電の教訓から、入所施設等における自家発電設備の設置を優先的に整備する必要があるとともに、断水の可能性もあることから給水設備の整備も行う必要がある。

(5) 既存施設の老朽化に伴う施設の創設、修繕等【その他】

全ての障がいのある人が地域生活への移行対象となるわけではなく、障害者支援施設をはじめとする既存施設の重要性が変わるものではない。

障がいのある人本人の心身の状況や希望する生活等に応じ地域生活への移行に向けた支援を行っていくという観点から、既存施設の老朽化に伴う施設の創設、修繕等も並行して行い、既存サービスの質を維持していく必要がある。

3 整備方針(案)

- (1) 地域に移行した障がいのある人が日中活動の場として利用する生活介護の施設整備を推進する。
- (2) 地域生活への移行の受皿となるグループホームの施設整備を推進する。
- (3) 地域生活移行への入居体験の場及び緊急時の受入れの場としての短期入所の施設整備を推進する。
- (4) 入所施設等における災害時用の自家発電設備及び給水設備の設置整備を推進する。
- (5) 既存施設の老朽化により、障がいのある人のニーズに合わなくなったもの、安心・安全の確保が困難となった施設の創設、修繕等を推進する。

【就労継続支援 A 型について】

本計画策定に当たって行った事業所への調査において、不足する障害福祉サービス等の種別を問う設問について、回答件数の多い上位 4 種を整備方針に含める方向で検討を行ったが、就労継続支援 A 型については、サービス利用量の減少率^{※5}が事業所数の減少率^{※6}に対して、大きく落ち込んでいることから、市内におけるニーズがないものと判断される。

また、国の動向から、就労継続支援 A 型のニーズが高まる要因もみられないため、優先整備の対象とはしていない。

※5 別紙 2 グラフ 1 より平成 30 年度から令和 4 年度までの近似曲線の傾き (-18.1) を切片 (181.7) で除した値 (-10.0%)

※6 別紙 2 グラフ 2 より平成 30 年度から令和 4 年度までの近似曲線の傾き (-2.5) を切片 (125.5) で除した値 (-2.0%)